

佐賀県規則第29号

佐賀県土木事務所設置規則の一部を改正する規則

佐賀県土木事務所設置規則（昭和29年佐賀県規則第67号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 佐賀土木事務所にあつては、第1項に規定する用地課に代えて次の課を置く。</p> <p> 用地第一課</p> <p> 用地第二課</p> <p> <u>用地第三課</u></p> <p>4・5 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、伊万里土木事務所の工務課の分掌事務にあつては、港湾関係を除く。</p> <p>総務課 略</p> <p>管理課</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>(20) 佐賀県福祉のまちづくり条例（平成10年佐賀県条例第7号）に関する<u>こと（適合証の交付請求、新築等の届出及び工事完了の届出の受理並びに届出に係る指導及び助言に関する事務に限る。ただし、佐賀、東部、唐津及び杵藤の各土木事務所にあつては、建築物に係るものを除く。）</u>。</p>	<p>(組織)</p> <p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 佐賀土木事務所にあつては、第1項に規定する用地課に代えて次の課を置く。</p> <p> 用地第一課</p> <p> 用地第二課</p> <p>4・5 略</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第4条 各課の分掌事務は、次のとおりとする。ただし、伊万里土木事務所の工務課の分掌事務にあつては、港湾関係を除く。</p> <p>総務課 略</p> <p>管理課</p> <p>(1)～(19) 略</p> <p>(20) 佐賀県福祉のまちづくり条例（平成10年佐賀県条例第7号）に関する<u>こと（次に掲げる事務に限る。ただし、佐賀、東部、唐津及び杵藤の各土木事務所にあつては、建築物に係るものを除く。）</u>。</p> <p> <u>ア 適合証の交付に係る請求の受理に関する事務</u></p> <p> <u>イ アの請求に係る検査及び適合証の交付に関する事務（いず</u></p>

改正前	改正後
<p>(21) 略</p> <p>用地課・工務課 略</p> <p>2 佐賀土木事務所の用地第一課、<u>用地第二課及び用地第三課</u>の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p> 用地第一課</p> <p> 土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく事業認定申請及び土地収用裁決申請のうち用地事務に関する<u>こと並びに用地第二課及び用地第三課の所掌に属しない事務</u>に関する<u>こと</u>。</p> <p> 用地第二課</p> <p> 前項の用地課の分掌事務に掲げる事務（<u>用地第三課の所掌に係る地域以外における事務に限る。</u>）に関する<u>こと</u>。</p> <p> <u>用地第三課</u></p> <p> 前項の用地課の分掌事務に掲げる事務（<u>佐賀市（国道34号以南、かつ、国道208号及び県道佐賀空港線以西の地域で川副町及び東与賀町の区域を除く地域に限る。）</u>、<u>多久市及び小城市における事務に限る。</u>）に関する<u>こと</u>。</p> <p>3～8 略</p> <p>9 佐賀、東部、唐津及び杵藤の各土木事務所の建築課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p> 建築課</p> <p> (1)～(7) 略</p>	<p><u>れも建築物に係るものに限る。）</u></p> <p><u>ウ 新築等の届出及び工事完了の届出の受理並びに新築等の届出に係る指導及び助言に関する事務</u></p> <p>(21) 略</p> <p>用地課・工務課 略</p> <p>2 佐賀土木事務所の用地第一課<u>及び</u>用地第二課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p> 用地第一課</p> <p> 土地収用法（昭和26年法律第219号）に基づく事業認定申請及び土地収用裁決申請のうち用地事務に関する<u>こと及び</u>用地第二課の所掌に属しない事務に関する<u>こと</u>。</p> <p> 用地第二課</p> <p> 前項の用地課の分掌事務に掲げる事務（<u>佐賀市（国道207号以南、かつ、国道208号及び県道佐賀空港線以西の区域のうち川副町及び東与賀町の区域以外の区域に限る。）</u>、<u>多久市及び小城市における事務に限る。</u>）に関する<u>こと</u>。</p> <p>3～8 略</p> <p>9 佐賀、東部、唐津及び杵藤の各土木事務所の建築課の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p> 建築課</p> <p> (1)～(7) 略</p>

改正前	改正後
<p>(8) <u>佐賀県福祉のまちづくり条例</u>に関する<u>こと（建築物に係る適合証の交付請求、新築等の届出及び工事完了の届出の受理並びに届出に係る指導及び助言に関する事務に限る。）</u>。</p> <p>(9)～(11) 略 10～12 略</p>	<p>(8) <u>佐賀県福祉のまちづくり条例</u>に関する<u>こと（次に掲げる事務のうち建築物に係るものに限る。）</u>。</p> <p>ア <u>適合証の交付に係る請求の受理に関する事務</u> イ <u>アの請求に係る検査及び適合証の交付に関する事務</u> ウ <u>新築等の届出及び工事完了の届出の受理並びに新築等の届出に係る指導及び助言に関する事務</u></p> <p>(9)～(11) 略 10～12 略</p>

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。